

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部(局)長/〇〇厚生局長 殿

申請者 (株) MHLW 商事  
住所 △△県□□市〇〇  
氏名 代表取締役社長 甲乙花子  
電話番号 09-8765-4321

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

下記施設で取り扱う中国向け輸出水産食品に添付する衛生証明書の発行を申請します。

記

1. 製品の詳細

① 品名 冷凍マサバ ラウンド Frozen Chub Mackerel Round

② 学名 *Scomber japonicus*

③ 産地 〇〇県 〇〇-Prefecture

④ 生産分類

養殖 養殖区域 \*\*\*

天然 捕獲区域

北西太平洋 Pacific, Northwest

漁船名及び漁船番号

第一厚生丸 The Daiichi Kousei Maru 〇〇3-12345

⑤ 加工方法 冷凍 Frozen

⑥ 加工施設名(認定番号)及び住所

(株) 〇〇水産 〇〇県△△市□□ CN〇〇〇〇〇〇

〇〇SUISAN CO., LTD. □□, △△-City, 〇〇-Prefecture, Japan

⑦ 保管施設名(認定番号)及び住所

(株) 〇〇水産 〇〇県△△市□□ CN〇〇〇〇〇〇

〇〇SUISAN CO., LTD. □□, △△-City, 〇〇-Prefecture, Japan

(株) 〇〇冷蔵 □□県〇〇市△△ CN〇〇〇〇〇〇

〇〇COLD STORAGE CO., LTD. △△, 〇〇-City, □□-Prefecture, Japan

⑧ 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)

船舶〇〇V-123W

⑨ コンテナ番号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑩ 封印番号(コンテナ等の封印番号)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑦については、最終加工施設から別の保管施設を経由せずに輸出する場合は「⑥に記載した最終加工施設」、最終加工施設から別の保管施設を経由して輸出する場合は「⑥に記載した最終加工施設に加え最終保管施設」を記載すること。

⑪ 輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所  
（株）MHLW 商事 △△県□□市〇〇  
MHLW SHOJI CO.,LTD. 〇〇, □□-City, △△-Prefecture, Japan

⑫ 輸入者（荷受人：中国の輸入者）の名前及び住所  
SEAFOOD PROCESSING SHANGHAI IMP.&EXP. CO.,LTD.  
△△, 〇〇road, SHANGHAI, CHINA

⑬ 数量  
〇〇C/T

⑭ ネットウエイト (kg)  
〇〇kg

⑮ 生産年月日  
□□ JAN. 20〇〇

⑯ 出発地  
東京港 TOKYO

⑰ 到着地  
上海港 SHANGHAI

2. 官能検査実施結果

品質確認者氏名 厚生 太郎 官能検査実施日 20〇〇年〇〇月〇〇日

3. 同一の認定施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果

なし・あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）  
（（一社）〇〇検査協会、20〇〇年〇〇月〇〇日、第〇〇〇〇〇〇〇-△号）

4. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 衛生証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ① 関連法規に従い、衛生条件が整備されている認定施設由来の水産食品であること。
  - ② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
  - ③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。
- (6) 中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱に定められた検査基準を満たしていること。

（申請書の記載に関する注意事項）

1. 記入は日本語、英語併記によること（2及び3を除く。）。
2. 申請時にコンテナ番号及び封印番号が不明である場合には衛生証明書発行日までに別途届出を行うこと。